

第5節 文化芸術を振興する

■現状と課題（前期基本計画までの成果を踏まえて）

近年、心の豊かさや生きがいを求める市民ニーズが増大するなか、文化芸術への関心の高まりにより数多くの団体やグループなど市民の自主的な文化芸術活動も活発になってきています。平成7年にオープンした文化パーク城陽は市の文化芸術の拠点として、また、各コミュニティセンターは地域文化芸術活動の拠点として、活発な取り組みが行われています。

こうしたなか、国においては、平成13年に「文化芸術振興基本法」が施行され、平成14年には「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が出され、地方自治体として、文化芸術の振興に関する施策を自主的かつ主体的に地域の特性に応じて実施していくことが位置づけられています。このことを踏まえ、本市においても、平成17年12月に「城陽市文化芸術の振興に関する条例」を制定し、また、平成19年4月には文化芸術振興計画を策定しました。今後は市、市民、文化団体などとの協働によるさらなる文化芸術活動の推進や施設の充実が求められています。

■基本方針

○これまで培われてきた文化や伝統を継承し、さらに発展させるとともに、創造的な文化芸術活動の促進を図ることにより、個性が輝き魅力に富んだ、いきいきと心豊かに暮らせるやすらぎと活力に満ちた文化芸術の香り高いまちをめざします。

■まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	めざすべき目標
			(平成22年度)	(平成28年度)	
文化芸術活動に取り組んでいる市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	36.0	53	100

■主な施策の展開

（1）文化芸術活動の推進

「城陽市文化芸術の振興に関する条例」の趣旨を踏まえ、生活にうるおいと喜びをもたらし、心豊かな人間性を育むため、文化芸術振興計画に基づき地域における文化芸術活動の推進に努めます。また、城陽市の自然や歴史を紹介するとともに、地域の自然資源や歴史資源を活用した文化芸術事業の充実に努めます。

（2）文化芸術の拠点における事業の充実

音楽や演劇をはじめとした幅広い分野の文化芸術の発信拠点として文化パーク城陽の充実に努めるとともに、地域に根ざしたコミュニティセンターにおける活動の充実に努めます。

（3）市民および文化芸術活動団体への活動支援

市民および文化協会などとの協働によりさらなる文化芸術活動を推進するため、団体の育成と活動への支援を行います。

■市民まちづくりワークショップからの提言（平成18年）

市民の役割（例示）

- 文化芸術の担い手として自主的かつ創造的に文化芸術活動を展開する。
- 文化パルク城陽や各コミュニティセンターを文化芸術活動の拠点として活用する。
- 多数の市民に文化芸術活動を呼びかける。
- 城陽市文化芸術の振興に関する条例の趣旨を理解し、文化芸術振興活動に積極的に参加する。

■PR施策

○文化芸術賞、文化芸術功績賞、文化芸術奨励賞の創設

文化芸術の振興を図るため、文化的な生活環境の整備・創出、市民文化の創造と交流、地域における文化芸術活動の振興などの分野で業績を挙げ、市の文化芸術の振興に貢献している個人や団体に対して、「城陽市文化芸術賞」「城陽市文化芸術功績賞」「城陽市文化芸術奨励賞」として、平成20年度より表彰を行っています。

被表彰者は、市広報やホームページ、ちらしなどで広く候補者推薦を呼びかけており、城陽市文化芸術推進会議の調査審議を経て決定されています。



【平成22年度の被表彰者（前列）】